

消 防 予 第 46 号  
令 和 3 年 2 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

「消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間を定める件等の一部を改正する件」の公布について

「消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間を定める件等の一部を改正する件」(令和3年消防庁告示第4号)が、本日公布されました。

本告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、必要な規定の整理を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正内容に関する事項

改正法の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」に該当することとなり、あわせて新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなす旨規定していた改正法による改正前の特措法附則第1条の2が削除されたことから、平成12年消防庁告示第14号、平成14年消防庁告示第9号及び平成20年消防庁告示第20号において、関連する規定を改正するもの。

### 第二 附則に関する事項

この告示は、公布の日から施行することとしたこと。

(連絡先)  
消防庁予防課  
担当：桑折課長補佐、五味事務官  
TEL 03-5253-7523  
FAX 03-5253-7533